

きずな

NO. 209 2020-11

こんにちは **日本共産党**

中村れい子 市政報告です



発行：日本共産党高槻市議会議員団 市議会議員・中村れい子 事務所／☎569-1114 高槻市別所中の町3-7 ☎681-8480 自宅／古首部町2丁目15-8-606 ☎685-6636

市の財政は借金を減らし、健全財政を維持

10月に決算特別委員会が4日間開かれ、私（中村れい子）が出席しました。高齢者無料乗車証の年齢引き上げが決められ、市民からは制度継続の署名が約3万筆寄せられました。さらに国民健康保険料の値上げが行われましたので、一般会計、市営バス企業会計、国民健康保険特別会計の決算に反対しました。委員会では約40項目の質問、指摘、要望をしました。その一部を掲載します。

1983年以来黒字の残高はありません。一定の積立は必要ですが25億円減りました。150億円も必要はないです。その年の収入は

基金から一昨年は大阪北部地震のため19億円取り崩しましたが、それでも150億円近くとが大事です。その年に使うという財政の原則があり、収入は市民のために使うことが大事です。

「みらいのための経営革新」の方針で、廃止、民営化、制度改悪が進む

昨年は、市営バスの高齢者無料乗車証を段階的に年齢引き上げ、70才から75才までの一部負担の導入を決めるなど、未来のためにという一言で市民サービスを低下させました。

社会福祉事業団の廃止方針を定める

社会福祉協議会と社会福祉事業団の統廃合で、実際には事業団の廃止を決めました。その中で、事業団が行ってきた山手のデイサービス事業などは廃止、障害者へのガイドヘルパー派遣など公的役割を認めながら廃止します。今後は、利用者が事業者を探すことになり。

2007年の「外郭団体の在り方に関する基本方針」、2010年の指針「公益法人制度改革への対応」での事業団の基本方針は、民間事業者によって十分対応できない分野で必要な公的責任を果たすとして継続の判断をしていました。しかし、「みらいの経営革新」で、経費の削減として統廃合の方針に変更されました。市の公的責任は後退します。

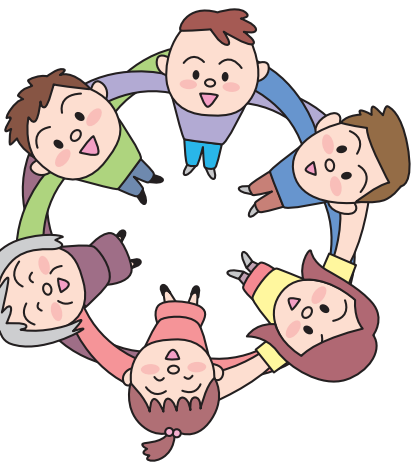
香りによって体調を崩す方が増えています。柔軟仕上げ剤や香りつきの合成洗剤、除菌・消臭剤の香り、香料で化学物質過敏症を発生しアレルギー、喘息、頭痛など様々な症状が誘発されます。

また、柔軟剤の合成洗剤の中には、合成樹脂のマイクロカプセルに、香料や消臭除菌成分を閉じ込め作用を長持ちさせる製品があります。マイクロカプセルは、体内に取り込まれ健康被害を起こします。加えて、香料にはアレルギー性、神経毒性、発がん性のあるものがあります。大気や水の環境汚染につながります。市としてポスターを作成し公共施設に張り出していますが、保育所、幼稚園、学校にポスターを張ってもらうことも必要です。

化学物質過敏症「香害」について

保護者が保育所や幼稚園、学校に子どもの香りによるアレルギーを説明し対策を依頼しますが、各施設がポスターを張り出すことで理解が深まります。市の対応についての質問に「香りの健康被害については認識している。化学物質過敏症に対してはパンフレットの配布、ポスターを作成し張り出している。」と答えました。香りの害がはつきり認識できる対策が必要です。

アメリカの市民団体によれば、世界で4000もの香料成分が使われており、その3分の1は人体や環境に悪影響を及ぼしているとしています。



日本では香料の成分を、表示する義務がなく、個人では避けられません。

新幹線騒音

新幹線の騒音基準は住宅街で70デシベルですが、調査した3地点のうち天川新町は5デシベル、五領は4デシベル、オーバーしてしました。どんな対策をしたのか聞いたところ、市は「JR東海が高架部分についてコンクリート柱の強化、新型の防音壁への交換に取り組みとの回答を得ている」と答えました。

JR、阪急の騒音対策

市は在来線沿いで騒音、振動調査を実施しています。JRは八丁畷町で71デシベル、阪急は津之江北町で73デシベルでした。10年前には79デシベル、87デシベルと昨年より相当高い数値ですが、事業者は改善したのかの問いに、市は「レール表面の円滑化やロングレール化などの軽減対策を実施しており、さらなる騒音・振動対策を要望している」と答弁しました。

市は「JR東海が高架部分についてコンクリート柱の強化、新型の防音壁への交換に取り組みとの回答を得ている」と答えました。

以前の測定では最大値を出していたので86デシベルなど80以上が続いていました。一定時間の平均値の等価騒音になって低い値になりました。実際の騒音は変わりはなく、さらなる改善が求められます。そのためにも、国が新幹線のように騒音の基準を設けるべきです。

しかし、国が示した測定方法に、市が変更したことも影響してい



道徳教育は、多様で自由な考え方が基本

小学校では一昨年から、中学校では昨年度から教科になり、子どもの評価が行われました。

評価は記述式です。評価の基準、文科省が決めていく徳目に基づいて評価されるのかの質問に、市は「他の児童生徒との比較ではなく、いかに成長したかを受け止めて認め、励ます個人内評価として行っている」としました。

評価については、学習指導要領の解説道徳編は多様な価値観があることを前提に、その中に対立もあり、自ら考え続ける姿勢が大事だとしています。しかし、実際の教科書や別冊にはそうでないものがあります。たとえば、「星野君の2塁打」では、監督の指示ではなく、「自分の判断で打ちにい

チームは勝ちますが、監督は、指示に従わなかった人間は、社会に出ても社会を、よくすることとは、できないと出場禁止にしました。自分で判断したら、罰を与えられる。

また、中学校の教材の「家族と支えあう中で」は、母親が自分のキャリアを犠牲にし、祖母の面倒を見る話です。女性は家族のために尽くすべきだという古い家族感です。こんな教材では、学習指導要領の内容に添えない状況があります。

自由に考え、いろいろな意見があることを共有し評価されない、楽しい道徳が必要だと思います。



国民健康保険会計

国保加入世帯の減少により、歳入は全体で11億円の減、府支出金4億9,135万円の減、繰入金は1億8,983万円の減。その一方、保険料は1億1,512万円の増。全世帯で保険料の値上げが行われた結果です。

所得180万円の3人世帯では保険料は30万円以上になります。営業所得は控除がないので月15万円になり生活保護費以下です。市の認識を問うと「所得に応じて法定軽減を受けている」と答えました。

そういう世帯まで値上げをしたことが問題です。国保加入世帯の65%が国の軽減を受けています。そのうち3分の2は保険料の7割を軽減します。それだけ負担が重く、保険料が高くなりすぎています。

国は、要支援1・2を介護保険の制度から外し市が実施する地域支援事業に移行しました。その中でも、受けるサービスに違いがあります。

市は「生活援助訪問は市の研修を受けた者による買い物や掃除などの日常の簡単な手助けであり、介護予防訪問は有資格者による食事や入浴、排泄の介助などの身体介護や生活援助を行う。また、短時間通所サービスは2時間から3時間のサービスで、介護予防通所サービスは専門職を配置し食事や入浴などのサービスを行う」としました。

1人1人判断しなければいけないですし、状況の変化によってサービスを変更も必要です。

事前に必ず連絡をください



市会議員 中村れい子

市政相談日は 毎月、第2土曜日です

場所：中村れい子事務所 別所中の町3-7 時間：朝10時～昼12時まで
TEL 681-8480 / 自宅 TEL 685-6686